

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号	109	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	109)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

厚生労働省の電子申請・届出システムにより訪問介護サービス等の介護保険法に基づく指定申請を行う際、老人居宅介護等事業等の老人福祉法に基づく届出も同時に処理可能とすること

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働省の電子申請・届出システムにおいて、1回の入力で介護保険法(訪問介護サービス等)と老人福祉法(老人居宅介護等事業等)の手続が完了するよう、システムを改修すること。例えば、チェックボックスにチェックを入れた上で入力すれば、両手続が完了する仕様のものを求める。

具体的な支障事例

現状、介護保険法上の訪問介護サービスや通所介護サービスは老人福祉法上では老人居宅介護等事業や老人デイサービス事業に該当するため、介護保険法に基づく指定申請の際に老人福祉法に基づく届出も必要となる。

平成26年に「介護保険サービス事業者における事業開始等の届出等事務の負担軽減等」という提案に対する対応方針として、申請書の一本化等、地域の実情に応じて手続を簡素化することは現行制度上問題ないと通知された。

一方、厚生労働省の電子申請・届出システムにおいて、介護保険法の指定申請はWEB入力が可能であるものの、様式は標準化されており、上記通知に関わらず、老人福祉法に基づく届出は別途作成したPDFファイルの添付により提出する必要があるが生じているため、申請者の負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により事業者の負担軽減及び行政手続のデジタル化につながる。

根拠法令等

介護保険法第70条、老人福祉法第14条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、盛岡市、花巻市、春日部市、新潟市、松本市、浜松市、名古屋市、京都府、大阪府、大阪市、高知県、福岡市、熊本市、沖縄県

—

各府省からの第1次回答

介護保険法に基づく指定申請等については、介護保険法施行規則において①厚生労働大臣が定める様式を使用し、②原則として「電子申請・届出システム」により行うことが規定されており、全ての指定権者において「電子申請・届出システム」による指定申請等の受理の準備を進めているところである。一方、同時に届出等を行うことが多い老人福祉法に基づく届出等については、様式の定めはなく、都道府県等によりばらつきがあることや紙による届出等が必要な場合もあると認識している。そのため、今後、調査研究事業等を通じて、様式の標準化に向けた検討を行い、調査研究の結果等を踏まえ、老人福祉法に規定されている届出等について、手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

老人福祉法に基づく届出等について、同様の内容を届け出る介護保険法に基づく届出等とのワンストップ化を実現する方向で検討をいただけるものと理解した。ご検討に感謝申し上げます。
検討に当たっては、同じシステムで届出を可能とすることに留まらず、様式の共通化や入力上の工夫などにより、申請者が2度入力する手間が生じないよう検討を進めていただきたい。
あわせて、検討のスケジュール感をご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

検討のスケジュールは以下のとおりです。
・「調査研究事業等を通じて、様式の標準化に向けた検討」について、令和7年度までに対応完了するよう検討を行う予定です。
・「調査研究の結果等を踏まえ、老人福祉法に規定されている届出等について、手続のワンストップ化を実現する方向で検討」について、令和8年度に対応完了するよう検討を行う予定です。
なお、いずれも、ご指摘の点を踏まえて、検討を進めて参ります。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省】
(34)老人福祉法(昭38法133)及び介護保険法(平9法123)
訪問介護サービス等の指定申請(介護保険法70条1項)については、電子申請・届出システムにより当該申請を行う際に、老人居宅介護等事業等の届出(老人福祉法14条)も同時に処理することができるよう、令和6年度に実施する調査研究事業の結果等を踏まえ、様式を共通化するなど手続のワンストップ化を実現する方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。